

議案第16号

八幡浜市障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例

八幡浜市障害者福祉給付金条例（平成17年条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表6級までの者で身体障害者手帳を有するもの、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所において、知的障害者と判定された者で療育手帳を有するもの並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める表の障害等級3級までの者で精神障害者保健福祉手帳を有するもので、7月1日現在、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（施設等入所者を除く。）で市長が認定したものに支給する。</p> <p>(支給額及び支給方法)</p> <p>第3条 給付金の年額は、次の表に定める額とし、毎年7月にこれを支給する。</p>		<p>(受給資格)</p> <p>第2条 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表6級までの者で身体障害者手帳を有するもの、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所において、知的障害者と判定された者で療育手帳を有するもの並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める表の障害等級3級までの者で精神障害者保健福祉手帳を有するもので、7月1日現在、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（施設等入所者を除く。）で市長が認定したものに支給する。</p> <p>(支給額及び支給方法)</p> <p>第3条 給付金の年額は、次の表に定める額とし、毎年7月にこれを支給する。</p>	
受給資格	支給額	受給資格	支給額
身体障害者手帳1級及び2級の者	<u>5,000円</u>	身体障害者手帳1級及び2級の者	<u>6,000円</u>
身体障害者手帳3級及び4級の者	<u>4,000円</u>	身体障害者手帳3級及び4級の者	<u>5,000円</u>
身体障害者手帳5級及び6級の者	<u>3,000円</u>	身体障害者手帳5級及び6級の者	<u>4,000円</u>
療育手帳制度の判定記録Aの者	<u>5,000円</u>	療育手帳制度の判定記録Aの者	<u>6,000円</u>
療育手帳制度の判定記録Bの者	<u>4,000円</u>	療育手帳制度の判定記録Bの者	<u>5,000円</u>
精神障害者保健福祉手帳1級の者	<u>5,000円</u>	精神障害者保健福祉手帳1級の者	<u>6,000円</u>
精神障害者保健福祉手帳2級の者	<u>4,000円</u>	精神障害者保健福祉手帳2級の者	<u>5,000円</u>
精神障害者保健福祉手帳3級の者	<u>3,000円</u>	精神障害者保健福祉手帳3級の者	<u>4,000円</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者福祉給付金支給に係る制度の見直しに伴い、所要の改正を行うため。